

公益社団法人厚木市シルバー人材センター女子の会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター女子の会「さつき」(以下「女子会」という。)とする。

(目的)

第2条 女子会は、女性会員の増強に係る課題や方策を検討することを目的とする。

(活動)

第3条 女子会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 女性会員の募集強化に関すること。
- (2) 女性会員の資質の向上に関すること。
- (3) 女性会員の就業体制の充実にに関すること。
- (4) 前各号に掲げるほか、女性会員の増強に関すること。

(構成員)

第4条 女子会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 地域活動委員会、総務委員会、広報委員会、業務開拓委員会及び安全管理委員会の女性委員
- (2) 家事援助班の正副班長
- (3) 総務委員会の正副委員長
- (4) 事務局職員

(役員)

第5条 女子会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 役員は、女子会の構成員の中から互選する。

3 会長は、会議の会務を総理し、会議を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 女子会の会議等は、会長が招集する。

2 会長は必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

3 女子会の議事の成立条件は特に定めないこととする。

(任期)

第7条 女子会の役員の任期については、公益社団法人厚木市シルバー人材センター定款第26条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 女子会の庶務は、総務委員会及び事務局において処理する。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。